### ７4ページ（追加）

### ３　消毒時における留意点

### （３）貯水槽清掃作業従事者の安全確保

貯水槽内では、次亜塩素酸ナトリウム溶液から塩素ガスが発生します。溶液の濃度が高濃度なほど多く発生します。塩素ガスは有毒ガスですので、貯水槽清掃作業従事者は、作業に際し塩素ガスを吸い込んだり、皮膚に付着させないようにします。

また、酸欠にも十分な注意が必要です。

（追加）

次亜塩素酸ナトリウムは、皮膚等障害化学物質に指定注1）されており、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあります。

このため、適切な保護具（保護衣、保護手袋、保護眼鏡等）を使用します。化学物質管理者を選任した事業者は、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理等を担当します。

注1）　皮膚等障害化学物質※１（労働安全衛生規則第594条の２（令和６年４月１日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト[001164701.xlsx (live.com)](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F11300000%2F001164701.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)